

空知教育センター組合職員の職名に関する規則

昭和56年4月1日
組合規則 第3号

(職名)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項及び空知教育センター組合職員定数条例（平成19年空知教育センター組合条例第1号）第2条の規定による本組合の職員の職名は、次に掲げるとおりとする。

局 長 次 長 主 幹 副主幹 主 査 主 事

(兼職)

第2条 職名について、法令その他に特別な定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、前条に定める職名の外に別に職名をあわせて用いることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年6月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月27日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条規定による改正後の空知教育センター組合事務局組織規則の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公印規則の規定、第3条の規定による空知教育センター組合職員の職名に関する規則の規定、第4条の規定による空知教育センター組合次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の規定及び第5条の規定による滝川市の規則の準用に関する規則の規定は、平成18年3月27日から適用する。

附 則（平成19年3月28日規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月22日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の空知教育センター組合事務局組織規則の規定、第2条の規定による改正後の空知教育センター組合公印規則の規定及び第3条の規定による改正後の空知教育センター組合職員の職名に関する規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。